



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北米先住民をめぐる「再生」と「和解」
Author(s)	ジェイムズ, タリー; 辻, 康夫//訳; 山田, 健//訳
Citation	北大法学論集, 67(6), 256[1]-252[5]
Issue Date	2017-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65022
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no6_05.pdf



公開講演会「近代政治学と先住民族問題」*

北米先住民をめぐる 「再生」と「和解」

ジェイムズ・タリー
辻 康夫・山田 健 訳

はじめに

北海道大学アイヌ・先住民研究センターで、カナダと北米の先住民についてお話しする機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。このような機会は大変光栄です。ここ北海道におけるアイヌ民族の状況は、カナダ先住民の状況とは異なると理解しています。そこで、まずカナダと北米の先住民について手短にお話しし、その後、アイヌ民族との類似点や相違点について皆さんと議論したいと思います。

私は1990年から、カナダ先住民とともに活動してきました。カナダにおける先住民と非先住民の関係は紆余曲折を経てきており、20分で要約することではできません。ですから、現在何が起きているのかということに焦点を当てていきたいと思います。というのも、北米全体、そして南米においても重要な議論が行われているからです。実さいのところ、今日の最も重要な変化の一つは、インターネットのおかげで、世界の先住民の間に、相互の学び合いや協調的行動のネットワークが構築されたことです。私がタイアイアケ・アルフレッドと共同で設立した、ビクトリア大学の「先住民ガバナンス大学院課程」はこうし

*この公開講演会は、2016年10月26日、北海道大学アイヌ先住民研究センターおよび法学研究科高等法政教育研究センターの共催で行われたものです。

た動きの一例です。太平洋岸北西部で始まり、現在では世界規模となっている「気候変動に関する先住民ワーキンググループ」もその例です。このように、カナダや北海道で生じることが、以前よりも早い速度で、先住民世界に反響するようになっていきます。

「再生」と「和解」への転換

現在、カナダ先住民がおこなっている取り組みは、一般には「再生 (resurgence)」と「和解 (reconciliation)」という2つの概念によって理解されています。

この二つの概念が強調される以前には、「承認 (recognition)」のための取り組みが主要課題と考えられていました。すなわち、先住民が自らの法秩序によって自治を行う権利、伝統的な土地を管理する権利、自己決定の権利、ライフ・チャンスを改善する権利、を承認することです。これらの取り組みにより、先住民とその権利はカナダ憲法第35条や数々の重要な訴訟において認められました。しかしながら、カナダ国家が承認をおこなうこの枠組は、同化主義的であるとして、先住民によって批判され、また多くの人々によって拒否されました。もちろん、自治や伝統的な土地の管理、民族自決への取り組みは続いていますが、現在は「再生」と「和解」という概念に基づきその取り組みが行われています。

「承認」にかわって「和解」が用いられるようになった理由の一つは、カナダの寄宿学校の歴史に関する重要な調査が、「真実和解委員会」の名のもとに行われたことです。この委員会は、カナダ全土で聞き取り調査を実施し、寄宿学校で100年にわたり15万人の先住民に対して行われた「文化的ジェノサイド」や、この恐ろしい寄宿学校が現在に至るまで何世代にも渡って先住民に及ぼしてきた悪しき影響について調査しました。被害者のうち存命の人々には、この不正義に対する補償金が支払われました。

この委員会は「94項目の行動要請」に示された調査結果に基づき、教育から土地所有権の要求にいたるまで、カナダ社会の大きな変革を要求しました。また、この委員会はカナダが2010年と2016年に支持を表明している「先住民族の権利に関する国連宣言」の批准と実施を求めました。このように、現在、多くの人々にとって「先住民族の権利に関する国連宣言」は先住民の取り組みを概念化する際の枠組みとなっています。

「再生」を第一に

しかし、多くの先住民、特に若者世代は、彼らの取り組みを、ファースト・ネーションの伝統にしたがって定義することを強く望んでいます。ここで「再生」が問題になるのです。これは、多くのファースト・ネーションが彼らの伝統的な土地と再びつながり、それぞれの土地において自らの経済的自立と自治権行使のやり方に従い、それぞれの経済発展をコントロールする動きに表れています。この再生の主な特徴の一つは、生きている大地、つまり彼らの伝統的な土地を形作る生態系と再びつながることです。そして生態系を社会システムにおいて活用し、それによって生態系を再生し、未来の世代へと持続させていくのです。これは、生態系を構成する生命体との「贈り物の交換」の関係と循環、という伝統的な表現によって概念化されます。

このように「再生」は、カナダやアメリカにおいて支配的な、資本主義の資源開発のモデルと対比されます。したがって、先住民の伝統的な土地における資源開発やパイプライン建設に対する抗議や阻止の行動が起こるのです。もっとも、この問題に関して先住民は一枚岩ではありません。豊かな多国籍企業と利益の高い契約を結び、雇用や金銭的補償の見返りに、資源開発を許すファースト・ネーションもあります。また、独自の資源開発会社を設立したファースト・ネーションもあります。ですから、北米先住民は大きく分裂しています。

先住民・非先住民の政府および人々の和解

2つ目の「和解」という用語は、一方における先住民政府および先住民と、他方における非先住民の政府とカナダ国民の間の関係を和解させる努力を意味します。つまり、先住民の自治権が合意の上で解決される関係を樹立すること。そして、先住民と非先住民が相互利益のために特定の統治権力を「共有」し、教育、医療、資源開発、環境などに関して、特定の土地を共同管理する領域を設置することです。ですから、「和解」とは「連邦の関係」、すなわち「共通の統治」と「固有の統治」の組み合わせを意味します。

このような「和解」の合意には、裁判を通して作られるものもあります。しかし、主として用いられるのは「ネーションとネーションの合意」と呼ばれる方法です。これは国王（連邦政府および州政府）とファースト・ネーションの首長との「条約交渉」の長い歴史に由来しています。これまで数多くの協定が結ばれており、成功したものもあれば、失敗したものもあります。これについ

てお話ししましょう。

先住民の中にはこの和解交渉を植民地化や同化の一種と見る人もいます。そのような人々は和解交渉を拒否し、その代わりに「伝統的土地」での「再生」をめざします。

「再生」と「和解」を組み合わせる

他方で、和解交渉は必要であると主張する人もいます。先住民が第一に「再生」に取り組むなら、和解交渉は、自己決定や「先住民族の権利に関する国連宣言」の権利の実現への手段となり得ます。つまり、根本的に不平等な関係で行われるこれらの交渉に取りかかる前に、ファースト・ネーションの強さと力を高めておくということです。

「和解」と「再生」を結び付けることにより、「和解」に対する別の考え方も出てきます。すなわち、再生に取り組む先住民がこの生きている大地との関係において「和解」をおこなっているということです。つまり、環境にたいして破壊的で搾取的な関係を、贈り物の交換の関係、すなわち、再生と相互の配慮という土地の保護管理の関係へと変化させることです。それは「私たちは母なる大地を守り、母なる大地はその見返りに私たちを守る」と表現することができます。このような考え方にたてば、第一に「命ある大地との和解」としての「再生」と、第二に、非先住民カナダ人との「和解」のための条約交渉という二つの要素が、「和解」のプロセスを構成することになります。

「再生」と「和解」の実践

「再生と和解」の運動は、カナダやアメリカの多くの環境保護運動の支援を受けてきました。これらの活動において、先住民と非先住民の活動家、法律家、経営者、研究者の間で多数の協定や協力関係が結ばれました（これらは通常、非公式の条約関係と見なされます）。

さらに、この「再生と和解」の活動により、カナダとアメリカの先住民の間で、それぞれの土地における石油パイプラインや環境破壊をもたらす資源開発を阻止するべく団結する複数の条約が締結されました。カナダとアメリカの多数のファースト・ネーションの間で条約が結ばれたのは過去300年間でこれが初めてです。例を挙げると、180を超えるファースト・ネーションが「地中に埋めておけ (keep it in the ground)」という運動をおこし、石油パイプラインを阻

止するこの種の条約に調印しました。これはダラス・ゴールドトゥースがサウスダコタ州にて組織し、9月には大規模なパイプライン開発を阻止しました。

先住民とマイノリティの権利

最後になりますが、先に述べた通り、南北アメリカ大陸の先住民は彼らの権利や責任を「マイノリティの権利」や「多文化主義」の枠組みで語られることを望みません。彼らはそれが、自分たちをさげすみ、植民地化するものとみなしています。彼らは、「自治」、「自己決定」、「ファースト・ネーション」など、私がこれまでに使ってきた概念を強く主張しており、国連や南北アメリカ大陸の多くの国々、オーストラリア、ニュージーランドはこれを受け入れています。

私のこれまでの仕事の一つは、カナダ人に対してこうした事情を説明し、これらの用語は脅威ではないと示すことでした。カナダ人はむしろ、先住民がこれらの概念を使う仕方を知ること、民主主義者や自由主義者、社会主義者、保守主義者が重視している価値の多くに気づくことになるのです。

注意すべきことは、先住民コミュニティの大多数のメンバーの数は1万人以下であり、5千人以下のコミュニティも多いということです。このような状況においてこれらの概念が意味することは、カナダ連邦とのパートナーシップにより、先住民が自分たちの問題に関して相当な自治権を行使することができるということです。その結果として、コミュニティのメンバーの一人一人に自由で平等な市民として生きるための力を与えること。それぞれの政府において有効かつ決定的な発言力を持ち、自分たちの生き方を自分たちで決めること。そして、カナダ連邦のメンバーとの関係から恩恵を享受することができるということなのです。

ここまで、非常に手短にご紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございました。次はみなさんから学ばせていただきたいと思います。

追記

昨年私は、アニシナアベ族の偉大な法学者ジョン・ボロウズとともに、「再生と和解」に関する会議を、ビクトリア大学のファースト・ピープルズ・ハウスで開催しました。カナダとアメリカから先住民と非先住民の、研究者、学生、活動家が集まり、これらの概念や、現実に行進している実践について議論しました。この会議の記録は2017年に書籍として刊行されます。